

赤坂地区港区立いきいきプラザ管理運営に関する基本協定書の変更協定書

港区（以下「甲」という。）と地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 及び港区立いきいきプラザ条例（平成 22 年港区条例第 10 号。以下「条例」という。）第 19 条第 2 項の規定に基づき指定した指定管理者であるピーウォッシュ・太平ビルサービス共同事業体（以下「乙」という。）は、令和 4 年 3 月 23 日付けで締結した「赤坂地区港区立いきいきプラザ管理運営に関する基本協定書」（以下「原協定」という。）第 52 条の規定に基づき、原協定の一部変更について、次のとおり協定を締結し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

1 原協定第 20 条について、次のように改める。

第 20 条 乙は、個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）等の関連法令及び別紙 2「個人情報等取扱いに関する特記事項」を遵守しなければならないものとする。

2 原協定別紙 2「個人情報等取扱いに関する特記事項」を別紙のように改める。

本変更協定の締結に証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

令和 5 年 3 月 22 日

甲 港区芝公園一丁目 5 番 25 号
港 区 長 武 井 雅 昭 印

乙 豊島区長崎五丁目 1 番 23 号
ピーウォッシュ・太平ビルサービス共同事業体
代表団体 株式会社ピーウォッシュ
代表取締役社長 漆 原 雅 明 印